

平成23年度事業計画

JARL は、昭和 34 年に社団法人化し、以来半世紀にわたるアマチュア無線の普及・発展に係る事業活動を続けてまいりました。平成 20 年 12 月 1 日に公益法人改革三法が施行されたことから、JARL は一般社団法人を目指すこととし、昨年 11 月に開催した臨時総会において連盟の定款・規則等の全面改正案が承認されました。現在、一般社団法人への移行に向けた申請手続きと今後の事業運営に対する諸施策の検討を進めており、新しい組織となるための社員選出の選挙実施をはじめ、全般的な見直しと対応をおこなうことが急務となっています。

さらにこのたびの東日本大震災の厳しい経験を生かして、非常通信態勢の整備、社会貢献のあり方を見直していくことが必要であり、一層研鑽していくことも強く求められます。

アマチュア無線を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、平成 23 年度は一般社団法人として新たなスタートを迎える連盟の事業運営の合理化、財政の大幅な見直しと事務局組織の改善に取り組みます。また、新法人化に伴い、今までの慣習にとらわれることなく時代の新しいニーズを吸収し改革してまいりたいと考えます。

なお、平成 23 年度の途中で一般社団法人に移行することになると見込まれておりますが、移行の際には、本事業計画を新法人である一般社団法人日本アマチュア無線連盟の事業計画として引き継いで事業を実施してまいります。

1. 一般社団法人移行への取り組み

現在、内閣府の公益認定等委員会へ JARL の一般社団法人への移行認可申請をおこなっています。

一般社団法人への移行手続きの一環として、今夏臨時社員選挙が実施される予定であり、この社員選挙後、一般社団法人として国の設立認可を得て 11 月に設立登記する予定で準備を進めています。これと同時に、定款・規則等の変更にとまなう関連規程・規定類の修正をおこない、新法人への移行に向けて着実に準備を進めます。

2. アマチュアバンドの拡充

新しいアマチュアバンドの拡大をめざして関係機関に積極的に働きかけ、平成 24 年開催予定の WRC-12(2012 年世界無線通信会議)において 500 kHz 帯がアマチュア無線に新規分配されるよう努めます。

3. アマチュア無線制度の改善

モールス電信についてはアメリカをはじめ多くの国々で既に試験が廃止され、

その能力要件の緩和が実施されています。わが国のアマチュア局が不利益をこうむることがないように、第1級・第2級アマチュア無線技士の資格取得の容易化などの規制緩和について関係機関に働きかけます。また、アマチュアバンドの使用区別に関し、平成21年3月に7MHz帯が拡大されたことに伴い、その後の運用の実態を考慮しながら、その区分見直しの可能性について検討します。

4. 国際協力の推進

ITU(国際電気通信連合)、APT(アジア・太平洋電気通信共同体)および IARU(国際アマチュア無線連合)など国際的な関係機関との連携を緊密に保持し、本年度も春と秋に予定され世界各地でおこなわれる国際非常通信訓練へ JARL として参加するとともに、国際会議や競技大会などへの参加を通して国際的連携と友好親善に努めます。

- (1) 本年5月20日から22日まで、アメリカ・デイトンで開催されるハムベンションの展示エリアにおいて、JARL アワード発行デスクを設け、JARL アワードの発行や日本のアマチュア無線を紹介します。
- (2) 本年9月24日から27日まで、オーストラリア・ベンディゴで開催される IARU 第3地域 ARDF 選手権大会へ参加します。

5. アマチュア無線活動の推進と周知・啓発

- (1) JARL が開設する特別局や特別記念局の運用、アワード発行、コンテスト(ニューイヤーパーティーなどを含む)、ARDF 競技大会、モールス電信技能認定および DXCC フィールドチェックなどを実施し、アマチュア無線活動の活性化に努めます。
- (2) D-STAR 対応レピータ局の開設地域を中心に、D-STAR システムのユーザーが引き続き増加していますが、さらなる通信方式やネットワーク化など、新しい方式の導入により、アマチュア無線の普及・発展に努めます。
- (3) 2011 アマチュア無線フェスティバル(ハムフェア 2011)は、8月27日(土)・28日(日)の2日間、東京ビッグサイトで「社会につながるアマチュア無線」をキャッチフレーズに開催し、災害時における非常通信や青少年育成など社会的貢献活動と連携しながら、正しい運用・設備・マナーの周知をはかります。
- (4) 多くの支部において、地域の特徴を生かした行事により一般の方々へアマチュア無線の普及と啓発に努めます。
- (5) JARL NEWS および JARL Web で掲載しているアマチュア無線情報に関して、より充実した内容の提供に努めます。また、毎月5日と20日を目途に配信している JARL メールマガジンについても、よりタイムリーな情報の発信をおこなうほか、毎月発行される CQ ham radio 誌の協力を得て、「FROM JARL」のページを活用した適切な情報提供に努めます。

6. 会員の増強と会員サービスの推進

(1) 会員増強は、つぎの事項を重点に推進します。

- ① 支部ごとの養成課程講習会開催の取り組みについては、地方本部、JARL(一般財団法人日本アマチュア無線振興協会)との連携のもとに積極的に実施し、新しいアマチュア無線家の育成に努力します。また、上級資格の取得についても、積極的に働きかけます。
- ② (財)日本無線協会の本部とその支部(全国10ヵ所)、JARLおよびJAIA(日本アマチュア無線機器工業会)などの関連団体をとおして、初心者向け冊子やリーフレットなどを配布し、JARLの会員サービスの内容を紹介し、入会を促進します。
- ③ 関連団体およびアマチュア無線専門誌の協力を得て、多くの方に入会を呼びかける会員増強キャンペーンを実施します。また、本年度もハムフェアの会場で入会キャンペーンをおこない、会員加入数の増加に努めます。
- ④ JARL QSL ビューローへ送付されてくるQSLカードの中で、非会員あてに多量のQSLカードが届いている場合には、その非会員の方への入会を積極的に働きかけます。

(2) 会員サービスの向上は、つぎの事項を重点に推進します。

- ① 旅行割引やホテル宿泊割引制度など会員の特典となるサービスの拡充に努めます。
 - ② アンテナ第三者賠償責任保険(施設賠償責任保険)を継続し、安心してアマチュア無線を楽しんでいただけるよう努めます。
- (3) ICT(情報通信技術)を活用したサービスは、次の事項を重点に推進します。
- ① インターネットを利用した会員サービスや情報提供の充実をはかります。
 - ② JARL Webの内容拡充に努め、引き続きEメール転送サービス、JARL販売品のオンライン販売、コンテストの電子ログ受付およびアワードの電子申請受付など、環境の整備に努めます。

7. 電波環境のクリーン化

(1) 電波環境のクリーン化に関しては、外国からの国際短波放送によるアマチュア無線への混信問題、インバータを使用した太陽光発電装置やLED電球などの家庭用電子機器、通信機器などからのノイズ障害とともに、アマチュア無線が電子機器に与える電波障害についても新技術の実用化に注意を払った調査・研究をおこない、関係機関と連携し適切な対応をはかります。

(2) アマチュアバンド内への侵入電波については、モニターした結果を関係機関に報告してその対応を要請します。

(3) ガイダンス局の運用を通じて、秩序あるアマチュア無線の運用の確保に貢献するとともに、各種広報手段を通じてアマチュアバンド使用区別の周知をおこない、関係機関と連携して違法局・不法局の排除に努め電波環境のクリーン化

をめざします。

8. アマチュア衛星など宇宙通信の促進

- (1) JARL のアマチュア衛星「ふじ3号(F0-29)」の運用情報を利用者に提供し、衛星通信の普及促進に努めます。
- (2) ARISS(国際宇宙ステーション上のアマチュア無線)プロジェクトの支援・援助をおこなうほか、ARISS 組織の理事会に IARU 加盟団体として引き続き代表を送り、このプロジェクトを推進します。また、諸外国の宇宙通信計画にも積極的に協力します。
- (3) 運用中や打ち上げ計画中の小型衛星に対し、衛星に関する技術や情報の提供に協力します。

9. 非常災害時への態勢整備

- (1) 非常災害時の対応に備えるため、臨時に貸し出す 430MHz 帯レピータ局装置と発動発電機の維持管理に努め、非常時の態勢を整備します。
- (2) JARL Web を利用して非常災害時のアマチュア無線による非常通信の実施状況の情報提供をおこない、アマチュア無線家が日頃から理解しておくべき知識を記載した「非常通信マニュアル」について、震災の実態に即した見直しをはかり、一層の周知に努めます。
- (3) 非常通信ボランティア制度の見直しをおこない、実態に合わせた迅速な通信支援の対応がおこなえる態勢を検討します。
- (4) 非常通信協議会、地方自治体、公共的機関および関連団体との連携を密にし、災害を想定した非常通信訓練を実施します。
- (5) 非常災害時の円滑な通信を確保するため、非常時の無線通信システムに関し、引き続き調査研究をおこないます。

10. 関連団体との連携

- (1) (財)日本無線協会、JARD、JAIA などのアマチュア無線関連団体と密接な連携を進め、アマチュア無線の普及促進と健全な発展のための制度の改善、電波利用秩序の維持などに努めます。
- (2) 2011 年 7 月に完全移行する地上デジタルテレビジョン放送に伴う対応受信機の普及や共同受信施設の改修によって、新しい形の電波障害が発生する懸念があり、受信環境クリーン協議会などと連携し、引き続き事例とその対策について情報収集をおこないます。

11. 身体障害者に対する援助・協力

身体障害者のアマチュア無線活動を充実したものとするため、点字 JARL NEWS の発行や運用上の障害を軽減するため、積極的な援助協力をおこないます。

12. 青少年へのアマチュア無線活動への周知・支援

青少年へのアマチュア無線の周知と支援については、地方本部、支部およびアマチュア無線関連団体が連携し、青少年科学啓発イベントへの参加や協力を通じて、青少年が参加しやすい制度面の改正や具体的対策を図ります。また、青少年関連団体、青少年向けの各種メディアとの連携により、次の事業をおこないます。

- (1) 青少年の会員への会費助成を引き続き実施し、将来の科学や情報技術などを担っていく人材育成への支援と、青少年のアマチュア無線活動への参加を促進します。
- (2) 会員継続1年以上の小・中学校の社団局、身体障害者の団体等が開設する社団局、JARL 登録クラブ(学校クラブ)の高等学校社団局に対し、引き続き会費の助成をおこないます。
- (3) 各地でのアマチュア無線フェスティバルなどの関連催事に対して、青少年向け展示や催事への協力をします。
- (4) 青少年が宇宙開発や通信技術への興味をとおして、アマチュア無線の楽しさに触れる機会を提供するため、ARISS スクールコンタクトへの積極的な支援・広報活動をおこないます。また、各地で広がる青少年育成への取り組みに対して積極的な支援と広報活動をおこないます。
- (5) アマチュア無線とスポーツの楽しさを合わせ持った ARDF 競技をとおして、青少年の電波科学への興味を促進するため、ARDF ハンドブック(ARDF 競技方法などをわかりやすく説明した総合的な案内パンフレット)を青少年には無償で提供し、ARDF 競技の参加拡大をはかります。
- (6) 子供たちがアマチュア無線に対する興味を引くような、教育的な要素を含むパンフレットの制作と配布をおこないます。

13. そのほか

- (1) 平成 23 年度の刊行物事業は、平成 24 年 1 月刊行予定の JARL 会員局名録をはじめ、アマチュア無線に関する各種申請書、書籍、その他の JARL 販売品などについて、効果的な販売促進に努めます。
- (2) 事務局の窓口や通信販売、会費受付業務代行店、インターネットでの販売など、利便性の向上に努めます。

以上のほか、新規入会と会員継続率の向上をめざして各種事業に取り組み、効果的な事業への体制整備と JARL 財政の改善・健全化への対応をはかります。また、事務局業務の合理化・効率化を積極的に進めます。